新潟みかじめ料等縁切り同盟　会員各位

縁切り通信

同盟支援機関（県警・暴追センター・県弁護士会）発行

令和６年１月発行

新潟みかじめ料等縁切り同盟会員の皆さま、こんにちは！

今回の縁切り通信では、昨年 10 月新潟駅前・駅南地区、12 月柏崎市繁華街において実施した暴力団等排除ローラー（通称：暴排ローラー）の結果及び新潟県暴力団排除条例の規定内容の一部についてお知らせします。

新潟地区での暴排ローラーは、平成 28 年６月以来２度目の開催となり、柏崎市での暴排ローラーは初開催となりました。新潟駅前・駅南地区の 492 店舗、柏崎地区の 180 店舗の御関係者の皆様には、暴力団排除のために御協力していただきありがとうございました。

上記店舗のうち、新潟地区では約３割の方、柏崎地区では約４割の方からアンケートに回答していただきました。

その中で、

チケット、寄付金、熊手、門松等を要求された

要求された物を購入したことがある

などの「不当要求を受けたことがある」という回答が数件あり、未だ暴力団等反社会的勢力による不当要求の実態があることが明らかになりました。

また、暴排ローラー時に「新潟みかじめ料等縁切り同盟」の広報を行い、新潟地区では７３店舗、柏崎地区では約 70 店舗が縁切り同盟に加入しました。

今回の暴排ローラーを機に、参加された方だけではなく、より多くの皆様と協力して暴力団等排除の意識を高めていく必要があるため、今後ともよろしくお願いします。

◆　新潟県暴力団排除条例（以下「県暴排条例」）に規定される県民の責務及び禁止行為（利益の供与等の禁止）について　◆

県暴排条例に規定されている県民の責務と禁止行為をご存じでしょうか？

まず、県民の責務（県暴排条例第５条）として、

- 基本理念にのっとり暴力団排除の活動に取り組み、暴力団排除に関する施策に協力するように努める
- 事業者はその行う事業により、暴力団に利益供与となることをしてはならないようにし、暴力団排除に関する施策に協力するように努める

・　暴力団員との社会的に非難されるべき関係を遮断し、暴力団排除に資する情報を知った時は、情報提供をするように努める

と規定されています。

禁止行為の１つとして、県暴排条例第 11 条では、

・　暴力団の威力を利用する対価として、金品を渡す等の利益供与
・　暴力団活動の助長となる利益供与（正当な取引でも利益供与となる場合もあり）

などについて禁止されており、違反した場合には、

勧告（第 21 条）・公表（第 22 条）の対象

となります。

勧告とは、前記条例等の規定に違反する行為をした者に対し、県公安委員会が同行為をしないよう求めるもので、全国では

・　暴力団に対してみかじめ料を支払った事例
・　暴力団に対してトラブル解決の謝礼として現金を渡した事例
・　暴力団の会合と知りながら会場を提供した事例
・　暴力団事務所の増築工事を行った事例

等に対して勧告を行っております。

公表とは、上記勧告に従わない場合などに、氏名等を公表する行政手続のことです。

このような違反の当事者にならないために

「暴力団追放三ない運動＋１」

・　暴力団と交際しない
・　暴力団を恐れない
・　暴力団を利用しない
・　暴力団の金を出さない

を実践していきましょう。

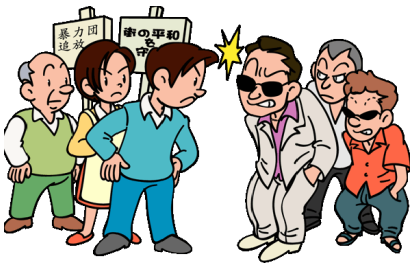

今回の暴排ローラーを通じて、暴力団や不良グループの活動実態や、みかじめ料等の暴力団等排除に関して１つでも多くの事を知っていただき、これを機に警察、暴追センター、弁護士会への相談・情報提供をしていただきたいです。

「暴力団等排除」には、皆様からの力（相談・情報提供）が必要不可欠です。

今後とも皆様の御協力をお願い致します。

新潟みかじめ料等縁切り同盟事務局
新潟県警察本部
刑事部組織犯罪対策課
暴力団対策係
電話（代表）025-285-0110